

令和7年 第4回 峴加内町議会定例会 会議録

(午前9時06分 開会)

開会の宣言

議長

おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。
ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、令和7年第4回峠加内町議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。本日の会議日程はお手元に配布の通りであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長

会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によりまして、1番・中南議員、2番・寺崎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定の件

議長

会期の決定の件を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか？

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって会期は本日から12月12日までの2日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長

諸般の報告を行います。議長としての報告事項は印刷してお手元に配布している通りであります。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長。

町長

2点についてご報告をいたします。
まず主要農作物の販売見込み額について、農協資料に基づき報告をいたします。
水稻でありますが、融雪期は平年並みでありましたが、4月後半からの降雨や低温の影響もあり、耕起・播種に少し影響はありましたが、5月中旬以降はやや高温で推移し、出水期

は早まり生育は順調に進み、上川地帯の作況単収指数は96となり、収量はやや平年を下回りました。

作付面積は、うるち米・もち米合わせまして、前年比3.68%減の184.12ヘクタールとなり、出荷数量は19,350俵、単収で10.5俵であり、全量1等との報告を受けております。販売見込み高は6億8,700万円余りと、米価高騰の影響で単価を押し上げ、前年対比58.0%の増と大幅に伸びたところであります。

次にそばについてですが、作付面積は前年対比1.85%増の3,374.54ヘクタール。数量は37,416俵。単収では高温や7月から8月にかけて3度の集中豪雨の影響もあり、平年を下回る1.1俵となりました。販売見込み高は4億2,300万円余りと、前年対比では5.4%の減となりました。

次に、令和7年度北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞の受賞についてご報告を申し上げます。

令和5年度から幌加内町、JAきたそらち、エア・ウォーター北海道株式会社、JFE条鋼株式会社、株式会社巴商会の5団体で構成する「幌加内町バイオマス有効活用コンソーシアム」が事業主体となり、北海道の補助事業を活用し、そば殻を原料に用いた低コストバイオコークス製造技術の実証事業を取り組んでおりますが、令和7年6月に北海道が主催いたします同促進大賞に応募をしたところ、この度、新エネルギー部門の最高賞となる大賞を受賞することができました。去る10月20日に北海道におきまして、三橋副知事から表彰状と盾が贈られ、現在役場正面玄関ホールに展示をしているところであります。

選考理由といたしましては、日本一のそばの生産地である幌加内町で発生するそば殻を、バイオコークス燃料として製造する技術とエネルギーの地産地消の取り組みが高く評価されたものであります。灯油や石炭コークスの代替燃料として、北海道のCO2削減に寄与することが期待されたものです。

今回の受賞を契機に、日本一のそばの生産地だけではなく、生産物から出る未利用材を余すことなく活用し、ゼロカーボンを推進している町として、民間企業とも連携を図りながら、さらに町のブランド力を高めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長

これで行政報告を終わります。

日程第4 報告第8号 付託案件の審査結果報告について

議長

議案第42号「令和6年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について」、議案第43号「令和6年度幌加内町公営企業会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本件に関しまして委員長の報告を求めます。3番・小関委員長。

小関委員長

付託案件と付託案件の審査結果報告について。

令和7年9月18日開催の第3回議会定例会において、決算審査特別委員会に付託となった議案第42号「令和6年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について」、議案第43号「令和6年度幌加内町公営企業会計歳入歳出決算認定について」、以上を審査した結果、次の通り報告いたします。

1. 委員会開催年月日：令和7年10月21日から10月24日
2. 審査結果：議案第42号及び議案第43号については、認定すべきと決定いたしました。

****議長****

これをもって報告を終わります。本件につきましては質疑・討論を省略し、採決を行います。

最初に議案第42号「令和6年度幌加内町各会計歳入歳出決算認定について」。本件に対する委員長報告は認定すべきであります。本件は委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか？

(異議なしの声)

****議長****

異議なしと認めます。したがって議案第42号は委員長報告の通り認定することに決定いたしました。

次に議案第43号「令和6年度幌加内町公営企業会計歳入歳出決算認定について」。本件に対する委員長報告は認定すべきであります。本件は委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか？

(異議なしの声)

****議長****

異議なしと認めます。したがって議案第43号は委員長報告の通り認定することに決定いたしました。

日程第5 報告第9号 産建文教常任委員会所管事務調査の報告

****議長****

委員長の報告を求めます。8番・蔵前委員長。

****蔵前委員長****

報告第9号、産建文教常任委員会所管事務調査報告について。

本委員会が申し出ていた所管事務調査が終了したので、会議規則第77条の規定により下記の通り報告する。

記

1. 調査年月日：令和7年7月17日
 - (1) 調査事項：農産加工センターの改修について
 - (2) 観察先：長野県 株式会社おびなた
 - (3) 出席委員：委員長ほか4名
 - (4) 処理顛末：そばの加工販売で国内トップ企業であり、幌加内町及び幌加内振興公社と包括連携協定を締結している株式会社おびなた本社を訪問し、業務内容をはじめ製品開発や製造過程の説明を受け、隣接する工場施設の観察を行った。
 2. 調査年月日：令和7年10月14日
 - (1) 調査事項：道路・河川の整備について
 - (2) 観察先：三笠市 幾春別川ダム建設事業所
 - (3) 出席委員：委員長ほか4名
 - (4) 処理顛末：幾春別川ダム事業所長より、幾春別川総合開発事業の概要説明を受け、新桂沢ダムの新旧堤体内部観察、三笠ポンベツダム工事状況の観察、JV宿舎の状況観察を行った。
- 以上です。

****議長****

これをもって報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか？

(なしの声)

****議長****

質疑なしと認めます。これをもって産建文教常任委員会による所管事務調査の報告を終わります。

日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について

****議長****

工事請負契約の変更契約の締結についての件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。建設課長。

****建設課長****

それでは承認案を朗読し、ご説明いたします。

承認第3号、専決処分した事件の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の通り専決処分したので報告し承認を求める。次のページをお開きください。

専決処分書、工事請負契約の変更契約の締結について。地方自治法第179条第1項の規定により、次の通り専決処分する。令和7年10月31日付の専決処分であります。

記

工事請負契約の変更契約を締結する。

1. 工事名：下幌加内線道路改良工事
2. 工事変更内容：アスファルト舗装、基礎、敷設面積の数量精査など。
3. 契約金額：変更前7,480万円、変更後7,414万円、減額66万円。
4. 契約の相手方：雨竜郡幌加内町字平和4608番地の8、新共開発株式会社 代表取締役 関口永悟。

本件の専決事由でございますが、町道下幌加内線道路改良工事の請負契約につきましては、6月19日開催の第2回町議会定例会におきまして議決を得たところでございますが、工事発注後にアスファルト舗装の表層の下にあります基礎敷設面積に設計との相違が確認され、工事の工程上、緊急性が高いため工事請負契約の変更を専決処分させていただいたものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

****議長****

これをもって提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか？

(なしの声)

****議長****

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

****議長****

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから承認第3号、専決処分した事件の承認について、工事請負契約の変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか？

(異議なしの声)

****議長****

異議なしと認めます。したがって承認第3号は承認することに決定をいたしました。

日程第7 一般質問

****議長****

一般質問を行います。通告に従って発言を許します。8番・蔵前議員の発言を許します。8番・蔵前議員。

****蔵前議員****

幌加内町役場のデジタル・トランスフォーメーションの進捗状況について質問させていただきます。

昨年も質問させていただきましたが、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進捗状況についてお伺いします。

前回の町長の答弁では、本格的に動く年は令和6年度としているとの内容だったかと思います。令和4年に幌加内町職員を対象に自治体DXセミナーを皮切りに、役場内部に推進会議を設置し、設置期限が令和8年3月31日までとするということでしたが、翌年度の3月末までの設置期限が迫っている中、現在の役場内部でのDXの進捗状況がどこまで進んでいるのかお聞きしたく思います。

議長

町長。

町長

お答えを申し上げます。

本町のDXの進捗状況につきましては、ご質問にあります通り、令和4年に役場内部での推進会議、これを設立しております。DXの任務を遂行するため、各部署の職員で構成するワーキンググループ、これも設置をしたところであります。

令和6年度からDX補佐官を任用し、先進地への視察や勉強会を重ね、職員のスキルアップを行ってきているところであります。

本年度につきましては、財源確保の際に必要な計画策定、それと情報資産をサイバー攻撃などの脅威から守るための情報セキュリティに関する方針と行動指針、これを定めたところであります。

実際の業務のデジタル化につきましては、起案文書や公務出張伺いを電子化し、会議の要約は議事録作成に特化した高精度の文字起こしアプリ、これを導入し、業務の効率化を図っているところであります。

推進体制につきましては、ご質問にありました通り、日々進展するデジタル技術に対応するため、設置期間を当面延長したいというふうに考えております。

デジタル・トランスフォーメーション、いわゆるDXは、デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革し、企業や自治体、住民等がデジタル技術を活用して、住民本位の行政、地域社会等を再デザインするプロセス、というふうに定義をされております。DXを実現するための一つの手段として、情報のデジタル化や業務のデジタル化によりまして、業務の効率化を図るものとされているところであります。

行政といたしましては、内部の行政事務DX化推進、それと町民の利便性向上のためのDX推進、大きくはこの2つに大別されると思います。

小さな町で、町民の方が電話1本で済む用件を、多大な経費をかけてまでDX化する必要性はないかなというふうに考えております。限られた財源の中で、本町の実態に適した自治体DXを選別しながら、引き続き推進してまいりたいとご了解を賜りたく存じます。以上で終わりります。

議長

8番・蔵前議員。

蔵前議員

期限を延長したいということだったんですが、電話1本で済む部分で予算を掛けない、掛けられないということもあったんですが、今職員がこれだけ少ない状況で、いろんな兼務で職員の方が業務をやられて非常に大変だなということを外から見ていても思うんです。DXの関係を進めると、最初は大変かもしれません、うまく進めることによって職員の負担もかなり減るのではないのかなというふうに感じている部分があります。

今すぐ進められないということではあるんですが、何卒1日でも早く、できればDXを進めさせていただいて、職員の負担を少なくしていただければなと思っている次第です。要望でございます。以上です。

議長

これで蔵前議員の質問を終わります。次に7番・藤井議員の発言を許します。7番・藤井議員。

藤井議員

1つ質問させていただきます。

今後のホクレンショップのあり方について質問させていただきます。

現状を伺ったところ、これまでホクレン商事の営業努力により、町内にホクレンショップを維持されていましたが、現在、今後の運営継続の瀬戸際と伺いました。それと撤退も視野に入っているとお伺いしました。

また同社から、町に対し、具体的に要望等を受けていると思いますが、一応自分が聞いた限り、ホクレンショップの建て替え、それか既存施設の修繕、例えば耐震化など、冷蔵庫・冷凍庫等の入れ替えなど、駐車場の増設、旧川崎豆腐店跡地などへ駐車場を移転すれば、歩道を渡って安全に移動ができるのではないかと思います。

あと、現在結構雪も増えてきて、道路に車が止まっているのを見ると危ないなとも思います。

即座に対応は困難だと思いますが、町から買い物難民を出さないために、今後のホクレンショップのあり方について、町の見解を伺いたいと思います。

議長

町長。

町長

お答えを申し上げます。

Aコープ幌加内店につきましては、株式会社ホクレン商事の経営努力をはじめといたしまして、きたそらち農業協同組合のご理解、ご協力によりまして、本町唯一の食料品販売店として、人口が減少し購買力が下がる中、営業を継続していただき、町民生活の利便性向上に大きく貢献されていることに、敬意と感謝を申し上げる次第であります。

一方で、人員不足等によりまして閉店時間が18時に繰り上げられ、調整懇談会をはじめ、町民の多くの方から営業時間の延長等、こういったご意見をいただいているところでもあります。

町としては、それら要望事項を精査いたしまして、ホクレン商事と協議をしていきたいと いうふうに考えております。

議員のご質問にあります1つ目、店舗の建て替え。2つ目、既存施設・設備の修繕。3つ目、駐車場の増設。こういったことにつきましては、本町に対しましてホクレン商事から具体的な話、あるいは要望があった、こういった事実は一切ありません。

ただ、幌加内店の状況など、情報収集のために副町長が札幌にあります本社へ何度か訪問をしていただいております。その際、冷凍・冷蔵設備等の老朽化がかなり進んでいると、更新等の判断をしなければならない時期に来ていると、こういった話があったという報告を受けているところでもあります。

いずれにいたしましても、本町唯一の食料品販売店であり、町民の生活を支える大きな存在であることは間違ひありません。今後、ホクレン商事との協議の場、あるいは正式な要望等があれば、町民生活第一、これをモットーに対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。以上で終わります。

****議長****

7番・藤井議員。

****藤井議員****

ちょっと言い過ぎたところもあったのかなと思いまして。正直、なくなると困るので、今後検討していただきたいと、要望したいと思います。以上です。

****議長****

これで藤井議員の質問を終わります。

次に、2番、寺崎議員の発言を許します。2番、寺崎議員。

****寺崎議員****

2点質問させていただきます。

まず、町の除雪対策について。

最近の幌加内町の雪の降り方は、過去に比べると少なくなってきたているように思いますが、国道沿いは車道側と歩道側の雪を双方向から堆積させるため、高く堆積され、交差点など国道に出る時に車の半分以上前に出さなければ確認できないケースが多々見られ、非常に危険な状態になっております。

幌加内市街地のような比較的の道路幅の広い地域であっても、シーズンに3回の排雪では対応が追いつかないのが現状で、ましてや他の場所では車がすれ違うのにも一時停止して交互にやり過ごす事態になっております。

旭川市や美唄市など、道路内に流雪溝を設け、住民自ら雪の堆積を最小限にする取り組みをしている地域も多々あります。

雪深い幌加内町だからこそ、流雪溝は効率的で、歩行者はもちろん、車を運転するドライバーの方々の安全確保にも役立つと思うのですが、町としてのお考えをお伺いします。

また、過疎化が進み、国道沿いも家屋がなくなるなど、歯抜け状態になり非常に厳しい状態になっております。

その対策の一つとして、融雪槽を国道沿いの空き地に設置し、住民自らがそこに雪を運ぶことにより、高く積まれる雪山を解消し、排雪経費の節減にも寄与することになるのではないかと思いますが、そのことも合わせてお伺いします。

町長

お答えを申し上げます。

国道275号線は、国、北海道開発局の管理下にあります。

流雪溝本体を作るとなれば、国が整備するものとなります。

流雪溝の整備に当たりましては、河川や地下水など水源の確保が必要になります。

国道区域外を水源とする場合は、水源から流雪溝までの区間、これは本町が整備しなければならないことになります。

そして完成後の流雪溝、この維持管理につきましても町が行うことになります。

加えて、流雪溝への投雪、これは沿線の住民が行なうことが基本であります。

車道の除雪につきましては、引き続き国において実施されますが、車道以外の歩道などにつきましては、沿線住民が行なうということになります。

また投雪時間の割り振り、あるいはパトロール、故障時の対応、こういったものも町が行うことになります。

既に流雪溝を整備している市町村、実態をお伺いしますと、高齢化で投雪自体できない住民も発生しており、個人負担で業者へ委託をしているケース、あるいは排雪運搬作業が実施されていないことから、空き家、空き家箇所の投雪を町内会などで費用負担し業者などへ委託している、あるいはマナー違反によりまして流雪溝の目詰まりなど多くの問題が発生しているとお伺いをしているところであります。

このようなことから、現在、幌加内町におきましては、町の財政、業務負担、こういったことを考えますと、流雪溝の整備ではなく、従来の除排雪作業を国に実施していただくことが現実的であると考えております。

続いて、国道沿いの空き地に融雪槽、これを設置し、国道沿いの雪山解消と排雪経費の削減を図ってはというご質問でございます。

これを私どもが設置した場合、融雪槽を設置した周辺近くの住民、これはかなり恩恵があるのかなというふうに思いますが、融雪槽から離れた住民、これはやはり距離的な問題から使用できない、あるいは大変な労力を要する、こういったことから公平性を損なうかなというふうに考えております。

個人個人で設置されるのはもちろん構いませんけれども、行政主体による融雪槽の設置は極めて難しいのかなというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、除雪問題、これは大変な問題であります。国道275号線、これの除排雪等につきましては、今後も北海道開発局と連携を図りながら、適切な除排雪作業を実施していただくよう要望を続けてまいりますので、ご理解を賜りたく存じます。

以上です。

****寺崎議員****

はい、ありがとうございました。

除雪の回数がちょっと増えることにもつながればいいかなというふうに思います。

それでは2点目です。

除雪サービスのさらなる拡充整備について。

現在、幌加内町には数組の除雪組合、会社などがあり、日々の除雪を担っていただいているります。

本町において雪の問題は、高齢者をはじめ多くの方々がこの地を離れ、よそに転出せざるを得ない大きな要因の一つにも考えられます。

現在、福祉除雪など一定要件を満たす方には町で除雪のお手伝いを補助していただいているますが、町民の雪への不安を払拭し、本町に住み続けていただける根本的な解決には至っておりません。

そこで、今後もこの町に住み続けていただくために、さらなるきめ細かい除雪サービスを提供できる組合の充実、運営補助、町民の方々が依頼しやすい価格帯への助成金、人材確保に関する支援策、機械の購入や更新などの助成措置は考えられないかお伺いします。

****町長****

お答えを申し上げます。

生活除雪、この面におきまして、行政としての支援は現在、除雪機等の購入に対して支援を行う「冬期生活除雪支援事業」、除雪が困難な世帯に対します「除雪サービス」、高齢者・障害者・母子世帯等に対する「除雪費の支給」、この三つを施策として実施をしているところであります。

各家庭や事業所等につきましては、組合あるいは民間の除雪事業者に対応をしていただいているところであります。

ご質問のありました町民の方々が依頼しやすい価格帯への助成、および機械の購入や更新などへの助成措置、これにつきましては、今ほどの冬期生活除雪支援事業や除雪費の支給によりまして支援を行っているというところであります、除雪機械の購入につきましては、個人の場合2分の1助成で40万円の上限、委託の場合は3分の2の助成で70万円を上限としております。

除雪費の支給につきましては、除雪事業者の除雪単価の5割、これを基準にしておりまして、支給額を3万5,000円以内というふうに定めているところであります。

本当に議員のご質問の通り、本町におきます雪対策、これは大きな課題の一つでもあります。また私の公約の一つでもあります、基本的に私どもの考え方は、この豪雪地帯の本町にあります、他の地域とのハンデ差、それを少しでもカバー、あるいは穴埋めする、そういうことを行政として施策として行ってまいりたいと常々思っているところでもあります。

ただ現在の政策は、他の地域と比べても決して引けを取る内容ではないかなというふうには考えているところであります。

普段からの適宜制度の見直し、これは当然必要でありますけれども、現時点での制度の拡充というものは今のところ考えてはおりません。

また、除排雪サービスを提供する場合の充実、運営補助、人材確保に関する支援、これにつきましては、現在関係者、組合や事業者から直接要望が上がってきてている状況ではありません。ですので、今現在新たな対策は考えていないということでお答えを申し上げます。

しかしながら担い手や人材の確保、これは近い将来直面する問題でもあります。そしてこれら対策は、行政のみでは解決できないということで、過去にもいろいろ地域に投げかけて、こういった除排雪の体制どうですかと、そういったお伺いもしているところあります。

「自助」自分で行う、それと行政が行う「公助」、これが限界に来ているということであれば、残るは「共助」ですね。これがますます重要になってくるというふうに考えております。

地域住民や自治区、あるいは町内会、さらには関係団体や事業者などを含めまして、地域全体で協議検討していかなければならぬものと考えております。

その中で新たな政策が必要というふうになれば、また再度対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

寺崎議員

はい、ありがとうございました。

人材確保が今後大きな課題になってくると思いますけども、今後またより良い住民サービスのためにご尽力いただきますようよろしくお願ひしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

これで寺崎議員の質問を終わります。

次に、5番、中川議員の発言を許します。5番、中川議員。

中川議員

私は学校給食の無償化の問題について質問したいと思います。

国による2026年度、来年からの公立小学校の学校給食費無償化に向けた制度設計が、自民公明維新の3党による協議が始まったと聞いております。

まだもちろん確定ではないと聞いておりますが、現時点の案では、全国の小学校の給食費の平均月額4,700円を軸に、各自治体の児童生徒数に合わせて一律に助成する案が軸となつていると聞いております。

本町においては、この国による学校給食費の無償化に合わせた形もあったと思いますが、先般給食費の改定を行っているわけですが、その結果として、小学校ではこれまでの250円から300円へ、中学校ですと304円から425円とそれぞれ値上げが決定されております。

先の月額平均、全国平均の4,700円というのが、一食当たりにしますと正確には分かりませんが、ざっと概算で見積もっても恐らく300円未満だろうと思うんですね。

そうなりますと、実際の給食費との、本町でやっている給食費との差額が生じてくると思うんですが、その不足分を保護者が負担するのか、あるいは町が充当するのかという問題も出てこようかと思います。

義務教育の無償化の観点からすれば、そうした場合でもやはり町が充当すべきであると私は考えておりますけれども、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

まずその点での答弁をお願いします。

****教育長****

お答えいたします。

学校給食費の無償化の議員の質問等におきましては、過去にも4回ほどご質問をいただいて、その時々に他町村の動向も把握しつつ、本町における方針を回答させていただいているところであります。

2026年度からの給食費無償化に向けた国の制度設計における議論が展開されている最中でありますし、子育て世代の関心も高まっている中、また保護者だけでなく全国の自治体においても注視されているところであります。

本町におきましても、物価高騰が続く中、11年ぶりに今年の10月から小学生が1食250円から300円へ、中学生は304円から425円と40%上乗せの大幅な値上げをさせていただいたところであります。

報道によりますと、全国平均の月額4,700円を軸に一律助成する案が出ておりますが、仮に国の助成金額4,700円が補填されると、本町で小学生350円徴収予定の保護者負担額は年額で7万3,500円になります。これが1万7,100円まで落ちるということになります。

現在の月額250円計算で徴収させていただいている5万2,500円から比べましても、3万5,400円ほど負担が軽減される計算になります。

しかしながら議員のおっしゃる通り、不足額が発生し、保護者負担が0円になるわけではありません。

国が言う給食費の本格的無償化の実施であれば、当然残るこの1万7,100円の部分につきましても、国の方で何らかの措置をするべきものと考えておりますけれども、4,700円を超える部分につきましては、一部自治体に負担を求めるなどの話もあり、決着を見るのはまだ先のことと注視しているところであります。

給食センター維持にかかる経費は、調理員給与費を含め年間1,730万円ほどかかるおり、築46年を迎えた給食センターの施設も、今後は老朽化対策、暑さ対策、建て替え、委託等も含めた検討をしなければならない時期を迎えております。

町の持ち出しはますます大きくなるものと予想しております。

国の制度が議論されている中で、学校給食法における改正等も示されていない中、現段階では次年度から保護者負担の原則に基づき、保護者の方にはご負担を願う考えでいるのが現在であります。

これはあくまでも現段階での回答となりますけれども、今後の国の動きにも注視しながら判断をしていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

****中川議員****

まだはっきりしてない時点でのことですので、ちょっと答弁しにくい点はあったかと思うんですけれども、ただ先ほども言いましたように、私の考え、これまでのいろんな取り組みからすれば、当然差額分については、私はやはりこの際自治体が負担すべき線だというふうには思っておりますので、その点も含めて今後協議を期待したいと思います。

今の点でちょっと話は横にずれますぐ、今の無償化の議論の中では、あくまでも児童の給食費ということが軸になっているように思うんですね。

それで、例えば実際に給食センターでは、給食センターの職員、あるいは事故ある場合に備えての検食分というのが相当数配食してると思うんです。それと学校の先生方が食べる分もあるかと思うんですが、まだ本当に国の制度設計自体が詳しくは分からぬ時点はどうかと思うんですけれども、実際にこれらの分がいわゆる無償化の助成の対象になると考えられるんでしょうか。

もし対象から外れるんだとしたならば、どういう方向に考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

****教育長****

お答えいたします。

現在も先生の分、また給食の職員の分、そういうものについては現在徴収しております。小学校であれば250円、中学校であれば304円。この部分については現在も徴収しております。

で、次年度以降につきましても、児童生徒の分は国の方で助成されますけれども、その分はきませんので、それ以外の部分につきましては、350円、425円の部分で徴収をさせていただくという考え方であります。

****中川議員****

2点目の質問に移らせてもらいます。

国による学校給食費の無償化については、来年度2026年度から小学校で実施して、その後中学校にも拡大するとの方針が示されておりますが、その時期については未だ示されてはおりません。

現在全国では全体の約4割の自治体が、何らかの形で無償化に向けた取り組みを行っており、小中とも無償化している自治体は全体で3割となっていると聞いております。

こうした全国各地の取り組みや保護者の努力などがありまして、今回の小学校の無償化につながったものと私は思っております。

そういう意味では今回の国の制度を改作させた力になったと思っておりますが、中学校においても当然そういうことを考えるならば、早期に実現を願うのですけれども、この際、町の財政負担はありますが、中学校についても今やっぱり無償化に踏み出すべきではないかと思うんですが、この点については教育長の考えは以前に伺ってはいるんですけども、財政の問題を伴うことですので、是非町長の考えをお伺いしたいと思いますが、お願ひいたします。

****中川議員****

2点目の質問に移らせてもらいます。

国による学校給食の無償化につきましては、来年度、2026年度から小学校で実施して、その後中学校にも拡大するとの方針が示されておりますが、その時期については未だ示されてはおりません。

現在全国では、全体の約4割の自治体が何らかの形で無償化に向けた取り組みを行っており、小中とも無償化している自治体は全体で3割となっていると聞いております。こうした全国各地の取り組みや保護者の努力などがありまして、今回の小学校の無償化につながったものと思っております。そういう意味では今回の国の制度を動かした力になったと思っておりますが、中学校においても、そういうことを考えるならば、早期に実現を願うものですけれども、この際、町の財政負担はあります、中学校についても無償化に踏み出すべきではないかと思います。

この点については教育長の考えは以前伺っておりますけれども、財政の問題を伴うことですので、ぜひ町長の考えをお伺いしたいと思いますが、お願ひいたします。

****議長****

町長。

****町長****

お答えを申し上げます。

私の見解と教育長の見解がずれているとまずいので、基本的には全く一緒ということでご理解を賜りたいと思います。

今の質問にありました小学生の無償化、これも昨日、国会の方でいろいろ議論されているようでございますけれど、なかなか先が見えないというか、細かいことまではまだ不透明というような段階かなと思っております。

以前より中学生につきましては、まずは小学生で、その後速やかに実施するという方向性が示されておりますけれど、まだ先は見えないのかなという気がしております。

私自身は全国一律で不平等なく実施される、これが好ましいと思いますし、また義務教育という範疇で、これは小中分け隔てなく進めていただきたいと考えております。

今後の国の制度設計、これを注視してまいりたいと考えておりますけれども、先ほどの単価案につきましては、小学生における案でございまして、どこの自治体も中学校における給食単価、これは小学校より中学校の方が高いということで、本町でも1食あたり75円高くなっているところでございます。

いずれにしましても中学生はいつから始まるか、これも見ておりませんし、基本になるはずの小学生の制度設計、これも今申し上げました通り議論中で、あると考えております。昨日か一昨日に共同通信社ですか、財源措置の中で3党ですね、これは全国知事会に対しまして、地方負担もしてほしいという申し入れもしております。で、残り半分につきましては交付税措置と、こういった案も出ておりますけれども、まだまだその辺が先が見えないというようなところでございます。

こんな状況から、来年小学生はなるんじゃないかなと思いますけれど、私どもが先駆けて小中、私どもの方で負担をするというのは考えていないと、国の動向を見ながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

前述の通り、前回からもそうですけれど、私はやはり国が一律でやることが一番公平じゃないかなと考えておりますので、そういった意見も要望しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

****議長****

5番、中川議員。

****中川議員****

ちょっとはっきり趣旨が聞き取れなかつたんですが、町単独で中学校の給食費の無償化は考えていないということで理解させてもらいました。

ちょっと私は冷たい対応だなと正直思います。と言いますのも、今回の給食費の問題については、物価対策の部分も、もちろん義務教育の無償化という観点もありますけれど、物価対策の面からも考えられた制度ではないかなと考えているんですけども。

その意味では今までも、例えば学校給食費の実際に父兄から徴収する分と実際の給食費の差額については、臨時交付金だとかいろんな形で補填してきたわけですね。

今、食料品の値上がりというのは本当に激しいですから、そういう手立てを何もしないというのは、私はやっぱりちょっと片手落ちかなと思ってます。

それで少なくとも、今回例えば10月から来年の4月までの値上がり分の補填については、国の臨時交付金で補填しているという状況も取られていると聞いておりますけれども、最低でも値上がり分については、今まで通り保護者の負担を求める、中学校についてもですよ、そういう処置は私は必要だなと思うんですけども、その辺ではどうでしょうか。

****議長****

町長。

****町長****

お答えを申し上げます。

あくまで私の考え方ということですが、今、議員さんがおっしゃったように、給食費の関係では物価対策があるんじゃないかなというふうに思いますが、私は決してそうではないかなというふうに考えております。

給食というものの役割、そういったものはまた別にあるんじゃないかなというふうに思っております。

で、そのことが単価にどう反映していくのか、それが高くなつた時にどう対応していくのか、それは今の物価高とはちょっと切り離して考えた方がいいかなというふうに思っております。

その辺に関しましては、議員もおっしゃつたが、臨時特別交付金で対応をさせていただいております。

またこれから来るであろう臨時特別交付金、これについてもこの後協議してまいりますけれども、それはあくまで別な対策というふうに切り離して私は考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

****中川議員****

今の関係ですけれども、私も無償化の問題を物価対策とだけで考えているわけでは決してありません。原則はやはり義務教育の無償化だというふうに思っております。

ただ昨今の情勢として、そういう意味での公的な住民生活に対する物価支援策も必要だという観点で申し上げただけで、もちろんそれは分けて考えるべきだとは思いますけれども、そのこと 자체がですね、ですから物価対策は物価対策として考えるということですけれども、そうではなくやっぱりトータルに考えて、事前の策を私は考えていただきたいと思いますけれども、その点はぜひご検討願いたいなというふうに思ってます。

以上で質問は終わらせていただきますけれども、よろしく検討お願いします。

****議長****

これで中川議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時20分 再開)

****議長****

休憩を解き、会議を開きます。

日程第8 議案第54号 岨加内町犯罪被害者等支援条例の制定についての件

****議長****

議案第54号「幌加内町犯罪被害者等支援条例の制定についての件」を議題と致します。提案者から提案理由の説明を求めます。

****住民課長****

議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第54号、幌加内町犯罪被害者等支援条例の制定について。

表記の条例を次の通り定める。

本条例の提案理由について申し上げます。

国においては、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が施行され、基本法に基づき、現在第4次犯罪被害者等基本計画が作成されております。

この計画の中で、被害者が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援などのほか、地方公共団体における犯罪被害者等支援条例の制定が盛り込まれており、全国的にも犯罪被害者等支援条例の制定に向けた機運が高まっているところであります。

このような動きの中、士別警察署管内1市3町、士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町においても、犯罪被害者への経済的支援、道や警察への接続など、犯罪被害者等への支援を迅速に行う必要があるとの判断から、この度1市3町で足並みを揃えた条例案を作成し、本定例会へ提案をさせていただくものであります。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

第1条では、条例制定の目的を規定しており、犯罪被害者等の支援に関し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復、軽減を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

第2条では、用語の定義を規定しており、それぞれ犯罪等、犯罪行為、犯罪被害者等、二次的被害、関係機関等、町民等、事業者の7つについて規定をさせていただいております。

(次ページをお願い致します)

第3条では、基本理念について規定しておりますが、それぞれ犯罪被害者等への配慮、必要な支援の提供について規定しているものであります。

次の第4条では、町の責務について規定しておりますが、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定、実施することを規定しているものであります。

次の第5条では、町民等及び事業者の責務について規定しておりますが、こちらにつきましては、犯罪被害者への支援に対する必要性についての理解や協力について規定しているものであります。

次の第6条では、相談及び情報の提供について規定しておりますが、犯罪被害者等からの相談対応や情報の提供、助言、関係機関等への連絡調整、支援を行うための対応窓口の設置について規定しているものであります。

次の第7条では、見舞金の支給について規定しておりますが、犯罪行為が行われた時に、町内に住所を有する犯罪被害者やその遺族に対して見舞金を支給することとし、遺族見舞金としては30万円、傷病見舞金としては10万円とすることを規定しているものであります。

次の第8条では日常生活の支援、第9条では居住の安定、第10条では安全の確保について規定しておりますが、第8条の日常生活の支援につきましては、被害者等が平穏な日常生活を営むことができるような支援。第9条の居住の安定につきましては、町営住宅への入居が必要な方への配慮、支援。第10条の安全の確保につきましては、二次的被害の防止等、安全を確保するための必要な施策を講ずることを規定しております。

次の第11条では、町民等及び事業者の理解の増進について規定しておりますが、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性等について、町民や事業者へ理解を深めてもらうための取り組みについて規定しているものであります。

次の第12条では、意見等の反映について規定しておりますが、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、支援に関する施策に反映させるよう努めることを規定しているものであります。

第13条につきましては、町内に住所を有しない犯罪被害者等への支援を規定しておりますが、町内に住所を有しない者が町内で犯罪被害にあった場合の連携協力について、ここで規定しているものであります。

次の第14条ですが、支援の制限について規定しておりますが、その被害者等の支援が社会通念上適切ではないと認める場合に、支援を行わないことを規定しているものであります。

次に第15条の委任につきましては、この条例に定めるものほか、必要な事項は町長が別に定めるとしており、給付金の支給に関する詳細を規則で定めているものであります。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為による犯罪被害について適用するとしております。

以上で条例案の説明を終わりますが、冒頭でもご説明いたしました通り、全国的に犯罪被害者等への支援に対する機運が高まっており、警察等の関係機関からも住民を含む地域全体で支援を行う体制づくりが求められております。

幌加内町におきましても、もしもの時に備え、支援を行うための条例等の整備は必要であるとの判断から、この度1市3町での足並みを揃えた条例の提案をさせていただくこととなりましたので、ご理解を賜りますようお願い致します。

以上で条例案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

****議長****

これをもって提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

****議長****

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号「幌加内町犯罪被害者等支援条例の制定についての件」を採決致します。

お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って議案第54号は原案の通り可決されました。

日程第9 議案第55号 幌加内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件

議長

議案第55号「幌加内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件」を議題と致します。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第55号、幌加内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

表記の条例を次の通り定める。

この度の条例の制定につきましては、令和6年6月に成立しました「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、一定の時間の枠の中で就労要件を問わず誰でも通える新たな通園制度として創設されたもので、通称「子ども誰でも通園制度」と呼ばれているものであります。

令和8年度から全国の自治体での実施が国の方から義務化されております。これに伴いまして、本町におきましても実施に向け条例を整備するものであります。

実施に至るまでには、今回の条例整備のほか、事業認可等に関する要綱、また事業実施要綱、並びに運営基準条例、これらの整備も必要となってきますが、国からの基準の提示が未だ曖昧なところもありますので、今後順次整備を行う予定であります。

それでは条例本文に入りますが、全ての条文の朗読は省かせていただき、基準となる要点のみ説明いたします。

記 幌加内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次飛ばしまして、第1章・総則、趣旨・第1条となります。

この条例は、児童福祉法の規定に基づきまして、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準、これらに関し必要な事項を定めるものである、とされるものであります。

第2条、最低基準の目的。この中で、乳児等通園支援事業を行う事業所、これらを以下「乳児等通園支援事業所」と規定してございます。

(次ページをお願い致します)

第3条になります。最低基準の向上。この中で、乳児等通園支援事業を行う者、これらを「乳児等通園支援事業者」と以下呼ぶこととしております。

飛ばしまして、第5条になります。乳児等通園支援事業者の一般原則が第5条で謳われております。第5条第1項から第6項にかけて一般原則が謳われております。

続きまして第7条になります。安全計画の策定等でございます。

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全確保のため、安全に関する事項についての計画を策定しなければならないとされてございます。

(次ページをお願い致します)

第9条になります。乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件をここで記載されております。

第9条並びに第10条におきましては、乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等ということで基準を設けてございます。

(次ページをお願い致します)

16条になります。乳児等通園支援事業所内部の規程ということで、乳児等通園支援事業所は、次に掲げる規程を定めておかなければならぬとされており、第1号から第11号においてその基準・規程の内容を定めております。

(次ページをお願い致します)

第2章になります。第20条。第2章・乳児等通園支援事業、第1節・通則とございます。乳児等通園支援事業の区分となってございます。

第20条で、乳児等通園支援事業につきましては、「一般型乳児等通園支援事業」と「余裕活用型乳児等通園支援事業」、この「一般型」と「余裕活用型」に分かれてございます。

まず、3項を先に参ります。

3項の「余裕活用型乳児等通園支援事業」とあります。これにつきましては、現在うちの民間の保育所、現状の運営状態でこの制度を導入するには、この3項の方の「余裕活用型」になるというふうに見込んでおります。

また第2項についてですが、第2項の「一般型」につきましては、現在行っております週2回の子育てセンター、この制度を既に民間の方で事業を開始しておりますが、この子育てセンターの事業を変更して、今回の「誰でも通園制度」に切り替える場合が「一般型」になるというふうに現在のところ考えてございます。

次、第2節、21条に参ります。一般型乳児等通園支援事業。一般型についての設備の基準を第21条で基準を定めております。第1号から（次のページになります）第8号までで設けてございます。

続きまして第22条になります。職員になります。

一般型乳児等通園支援事業所には保育士を置かなければならないとありまして、第2項でその従事者の人数を定めてございます。

一般型以上で終わらせていただきます。

（次のページ、第25条をお願い致します）

第3節になりますが、「余裕活用型乳児等通園支援事業」で、設備及び職員の基準ということで、余裕型の方に入りまして第25条余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設または事業所の区分に応じとなってございます。

本町におきましては第1号の保育所、これが適用になるというふうに見込んでございます。

このページ以上でございます。

最後のページになります。

附則に入りまして、この条例は令和8年1月1日から施行するということでございます。

以上で説明の方終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

****議長****

これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声）

****議長****

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声）

****議長****

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号「幌加内町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件」を採決致します。

お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って議案第55号は原案の通り可決されました。

日程第10～14 納入条例等の一部改正（議案第56号～第60号）

議長

日程第10、議案第56号「幌加内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件」から、日程第14、議案第60号「幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件」までの5件を一括議題と致します。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案を朗読しご説明申し上げます。

議案第56号、幌加内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

次の、議案第57号、幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

次の、議案第58号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

次の、議案第59号、幌加内町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

次の、議案第60号、幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

以上、5件の提案理由について申し上げます。

令和7年8月7日に人事院勧告が行われ、11月11日に閣議決定されたことによる改正になります。

ポイントとしましては、民間との格差を解消するため、1つは給料表を平均3.3%の引き上げ。

2つ目は、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分の引き上げとし、合わせて0.05月分の引き上げ。

3つ目は、宿日直手当の引き上げ。

4つ目は、通勤手当の引き上げについての4点の改正になります。

各条例の改正についての条文全文の朗読は省略し、別添資料、資料1ページにより説明しますので、議案と合わせてご覧ください。

議案第56号、幌加内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

資料1の1ページの1でございますが、12月の期末手当の支給割合を100分の5へ引き上げるもので。

附則、施行期日。この条例は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。

次の議案第57号、幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

資料1ページの2でございますが、6月及び12月の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の2.5増加します。

本年度に限り、12月に支給する期末手当に100分の5を上乗せするものでございます。

附則、施行期日等、第1条。この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

給与の内払い、第2条。この条例による改正前の幌加内町長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

議案第58号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

資料1のページ3でございます。

1つ目として、給料表を平均3.3%引き上げ、本年4月1日まで遡り適用するものでございます。

2つ目として、期末手当、勤勉手当の6月及び12月の支給割合をそれぞれ100分の2.25上乗せし、100分の5を引き上げしますが、本年度に限り、12月に支給する期末手当・勤勉手当に、それぞれ100分の2.5を上乗せするものでございます。

3つ目として、宿日直手当を現行4,400円から4,700円に改正し、4月1日まで遡り適用するものでございます。

4つ目として、通勤手当でございますが、片道10km以上20km未満、現行7,100円から7,300円に。片道20km以上30km未満を現行12,900円から13,500円に。片道30km以上を現行18,700円から19,700円に改正し、4月1日まで遡り適用するものでございます。

附則、施行期日等、第1条。この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の条例は令和7年4月1日から適用する。

給与の内払い、第2条。改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

議案第59号、幌加内町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

資料1ページの4でございますが、勤勉手当を追加し、期末手当及び勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間職員と同じにするものでございます。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

議案第60号、幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

資料1ページの5でございますが、1つ目として人事院勧告による給与表の引き上げを行うものでございます。

2つ目として、勤勉手当を追加し、期末手当及び勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間職員と同じにするものです。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

勤勉手当の改正につきましては、資料2ページ目に人事院勧告に伴う改正対応を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で5議案分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

****議長****

これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。

初めに、議案第56号について質疑ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号について質疑ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、議案第58号について質疑ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、議案第59号について質疑ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、議案第60号について質疑ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから順次討論を行います。

初めに議案第56号について討論ありませんか。

(なしの声)

次に議案第57号について討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

次に議案第58号について討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

次に議案第59号について討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

次に議案第60号について討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから順次採決を行います。

初めに、議案第56号「幌加内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件」を採決致します。

お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議案第56号は原案の通り可決されました。

次に、議案第57号「幌加内町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件」を採決致します。

お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議案第57号は原案の通り可決されました。

次に、議案第58号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件」を採決致します。

お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議案第58号は原案の通り可決されました。

次に、議案第59号「幌加内町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件」を採決致します。

お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議案第59号は原案の通り可決されました。

次に、議案第60号「幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件」を採決致します。

お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議案第60号は原案の通り可決されました。

日程第15 議案第61号 幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件

議長

議案第61号「幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件」を議題と致します。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第61号、幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。本件の提案理由について申し上げます。

近年、ヒグマの出没情報の増加に伴い、看板設置や箱罠の設置、及び捕獲作業中の職員の危険が増加傾向にあり、またアライグマ等の有害駆除作業においても不快な勤務が伴うことから、特殊勤務手当の種類を追加するものでございます。

記 幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表により説明します。右が「旧」、左が「新」、アンダーライン部分が改正内容となっております。

特殊勤務手当、第2条第3号「有害鳥獣等危険手当」を追加します。

旧条例第3号から第7号を、号の追加に伴い繰り上げを致します。

有害鳥獣等危険手当、第5条。「有害鳥獣等危険手当は、有害鳥獣等駆除作業に従事した時に、その従事した日1日につき700円を支給する」を追加致します。

旧条例第5条から次のページをお願い致します。第11条を、条文の追加に伴い繰り下げを致します。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号「幌加内町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件」を採決致します。

お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議案第61号は原案の通り可決されました。

日程第16 議案第62号 堀内町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件

議長

議案第62号「堀内町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件」を議題と致します。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第62号、堀内町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。本件の提案理由について申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律が令和4年4月1日より施行され、本町においても国に準じて条例制定していることから、一部改正を行うものでございます。

主に、旅費を請求する職員の事務負担軽減を図る目的から、旅費の計算等にかかる規定を簡素化したことによるものでございます。

条文の朗読は、先の議会議員の協議会において説明しておりますので、条文の説明は省略し、別添議案資料により説明致しますので、資料3ページをお開きください。

改正内容でございます。

「ア」としまして、第2条関係。用語の定義でございます。

第1号、自宅出発を可能とするよう国も改正しましたので、今回改正するものでございます。

第4号、国の改正同様に、扶養親族を家族に改正致します。

第6号、新たに旅費役務提供者の規定を追加致します。

現行では、旅行代理店等の活用が想定されていないことから、原則、旅行した職員本人が旅費の請求主体となり受給対象となっていましたが、職員による立て替えを無くし、事務負担軽減を図る観点から改正するものでございます。ただし、旅行役務提供者への直接支払いは、事前に町等との間で旅行にかかる役務の提供にかかる契約を結ぶ必要がある、を追加するものでございます。

「イ」としまして、第3条関係。旅費の支給でございますが、第2条第1項第6号に旅費役務提供者を追加したことにより、旅費の支給対象に追加するものでございます。

「ウ」としまして、第13条関係。旅費の請求手続きでございます。

これまで旅費の請求手続きに関する条文が条例に存在していなかったため、今回追加するものでございます。

「エ」としまして、第15条から第25条関係でございます。

鉄道賃につきましては、距離による指定席の制限等をなくし、利用可能とするものでございます。

船賃・航空賃につきましては、改正はございません。

車賃を、その他交通費に改め、実費とするものでございます。車賃につきましては、定額1kmあたり20円とするものでございます。

日当を宿泊手当に改め、定額一夜につき2,400円とするものでございます。朝食または夕食が含まれる場合、定額の3分の2の額、1,600円。朝食及び夕食が含まれる場合、定額の3分の1、800円とするものでございます。

(次のページをお願い致します)

宿泊費につきましては、改定はございません。

包括宿泊費を追加し、上限なしの実費とするものでございます。移動と宿泊がセットの旅費が追加として支出可能となるものでございます。

食卓料を廃止致します。

移転料を定額を転居費に改め、実費とするものでございます。

事後手当定額を、事後滞在費に改め、実費とするものでございます。

扶養親族移転料を家族移転料に改め、年齢要件を廃止し、同居する家族に支給するものでございます。

旅行雑費を渡航雑費に改めるものでございます。

「オ」としまして、現行第24条関係。外国旅行の旅費、こちらを廃止し、別表3を削除、国家公務員の旅費法に準じ実費を支給するものでございます。

「カ」としまして、第30条関係。旅費返還に関する規定がなかったことから追加するものでございます。

「2」としまして、施行年月日。この条例は、令和8年4月1日から施行する。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号「幌加内町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件」を採決致します。

お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議案第62号は原案の通り可決されました。

日程第17 議案第63号 幌加内町在宅生活介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件

議長

議案第63号「幌加内町在宅生活介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第63号、幌加内町在宅生活介護予防支援事業条例の一部を改正する条例について。表記の条例を次のとおり定める。

本件の提案理由についてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、条例中第2条第4号に定める除雪サービス事業にあたるものでございます。

この中の第5条第2項に定めております別表がございまして、この中の手数料、この額について改定を行うものであります。

除雪サービス事業につきましては、高齢者世帯等におきまして、自力で除雪が困難な方に対し、玄関、居間・寝室の窓、及び屋根の除雪を行うサービスであります。

改正前には「1シーズン6,000円」につきましては、平成26年に除雪事業者の除雪請負額の引き上げ、これを背景に手数料を当時5,500円から6,000円に改正したところでございます。

その後、平成29年にはさらに除雪請負額の引き上げがございましたが、本サービスの利用者の負担、この手数料につきましては、6,000円に据え置いたまま現在に至っているものであります。

今回の条例改正につきましては、町内除雪事業者による一般家庭、及び2分の1助成を行っております高齢者世帯等生活支援費支給世帯、この除雪サービス事業の適用を受けている世帯と、現在あります除雪サービス事業のサービスを受けている世帯、この方々との負担額に乖離があるといったご意見もございます。

負担額の差を縮めるための要素もございまして、町内除雪事業者が請け負っている玄関前の除雪料金を基準として、前年の除雪事業者料金の10分の1と定めるべく改正を提案するものでございます。

それでは新旧対照表に入りたいと思います。

記、幌加内町在宅生活介護予防支援事業条例の一部を次のように改正する。

右側が旧条例、左側が新条例となってございます。アンダーラインの引いてあるところが改正部分となります。

別表中の右側「1シーズン6,000円」、これを左側「1シーズン、前年の町内除雪事業者料金の10分の1」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用するということです。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第63号は、会議規則第39条第1項の規定によりまして、所管の総務厚生常任委員会へ付託いたします。

日程第18 議案第64号 帽加内町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての件

議長

議案第64号「帽加内町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての件」を議題と致します。

提案者から提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長

議案を朗読しご説明いたします。

議案第64号、帽加内町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。

表記の条例を次のとおり定める。

条例改正の提案理由について申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、これまでの医療費助成の対象年齢を、満15歳の年度末としていたものを、満18歳の年度末に年齢を引き上げることに伴い、条例の名称を変更するもののほか、関係する用語の改正及び文言の整理と併せて、本条例を引用する関係条例について、条例名を改めるための改正を行うものであります。

それでは改正部分についてご説明させていただきますので、議案の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

右が旧条例で、左が新条例となります。アンダーラインが改正部分であります。

まず、条例の名称でありますが、先ほどご説明いたしましたとおり、対象年齢を満15歳の年度末から満18歳の年度末に拡充することに合わせて、条例名の「乳幼児等」とあるものを「子ども」に改正するものであります。

次に、第1条の目的ですが、「乳幼児等医療費」とあるものを「子ども医療費」に、「その保護者」とあるものを「本町に住所を有する保護者及び子ども（以下「保護者等」という。）」に、「もって乳幼児等の」とあるものを「子どもの健やかな成長及び」に改正するものであります。

次に、第2条の用語の定義ですが、第1項第1号にあります「乳幼児等」とあるものを「子ども」に、「満15歳」とあるものを「満18歳」に改め、対象年齢の引き上げを行うものであります。

次の第2号につきましては、それぞれ「乳幼児等」とあるものを「子ども」に改め、次のページをお願いいたします。

第5号につきましては、厚生労働大臣が定める基準のあとに、平成27年厚生労働省告示第95号を追加するものであります。

次に、第3条の受給者資格ですが、「もしくは」とあるものを「または」に、「かつ幌加内町の区域内」とあるものを「かつ本町」に、それから「乳幼児等」とあるものを「子ども」に、「1、2」とあるものを「いずれか」に改正し、本町に住所を有する保護者と幌加内高校生を受給資格者としているものであります。

次の第2号につきましては、児童福祉法のあとに昭和22年法律第164号を追加するものであります。

次に、第4条の受給資格者の認定につきましては、「保護者」とあるものを「保護者等」に、「登録申請」とあるものを「認定申請」に改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、第5条の受給資格につきましては、「満15歳」とあるものを「満18歳」に改めるものであります。

次に、第6条の助成の範囲ですが、それぞれ「乳幼児等」とあるものを「子ども」に改め、「保護者」とあるものを「保護者等」に改めるものであります。

次に、第7条の助成の方法につきましてですが、「保護者」とあるものを「保護者等」に、第8条の届け出の義務につきましては、「受給資格者が」とあるものを「受給資格者は」に改め、「保護者は」とあるものを削除するものであります。

次に第9条につきましては、文言の整理を行うものであります。

附則といたしまして、第1条では施行期日を定めており、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

また、第2条及び第3条では、経過措置として改正前の条例の適用規定を定めており、第4条につきましては、幌加内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の別表で規定されている「幌加内町乳幼児

等医療費の助成に関する条例」を「幌加内町子ども医療費の助成に関する条例」に改めることを規定しているものであります。

以上で条例改正の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号「幌加内町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての件」を採決致します。

お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議案第64号は原案の通り可決されました。

日程第19 議案第65号 幌加内町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての件

議長

議案第65号「幌加内町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての件」を議題と致します。

提案者から提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第65号、幌加内町火入れに関する条例の一部を改正する条例について。

表記の条例を次の通り定める。

記。

幌加内町火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

本条例の提案理由について申し上げます。

まず第14条第1項、火入れの中止についてでございます。

気象庁が発表する気象情報の「異常乾燥注意報」という文言の「異常」という表現が、現在の気象情報発令頻度を鑑みそぐわないとして、「乾燥注意報」に改められていたことから、今回の改正に合わせて文言の整理を行うものです。

次に、第14条第2項の改正について、本年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、総務省消防庁において消防防災対策の在り方に関する検討会の結果に基づき、林野火災予防の実行性を高める必要があることから、消防庁次長通知に伴い、市別地方消防事務組合火災予防条例の一部改正を令和8年1月1日施行として進められており、市町村長は気象の状況が林野火災の予防上、注意を要すると認める時は、条例の規定により林野火災に関する注意報を発令等ができるようにされるものです。

この組合条例の改正に合わせて、本件条例についても整合を図る必要があることから一部を改正するものです。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

左欄が旧、右欄が新、アンダーラインが改正箇所となります。

火入れの中止、第14条第1項、「強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発令され、又は」に改めるものです。

第2項、「認めるとき又は、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは」を、「認める場合は、強風注意報若しくは乾燥注意報が発令され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

****議長****

これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号「幌加内町火入れに関する条例の一部を改正する条例についての件」を採決致します。

お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議案第65号は原案の通り可決されました。

暫時休憩を致します。

(午前11時19分 休憩)

(午後02時57分 再開)

****議長****

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 報告第15号 付託案件の審査結果報告について

議長

お諮りをいたします。ただいま総務厚生常任委員長から付託案件の審査結果報告についての件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。したがって、直ちに議題とすることに決定をいたしました。報告第10号、付託案件の審査結果報告について。先に総務厚生常任委員会へ付託をいたしました議案第63号、幌加内町在宅介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。本件に関しまして委員長の報告を求めます。

6番、稻見委員長。

稻見委員長

報告第10号、付託案件の審査結果報告について。

令和7年12月11日開催の第4回町議会定例会において、総務厚生常任委員会に付託となった議案第63号、幌加内町在宅生活介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についてを審査した結果、次の通り報告いたします。

1. 委員会開催年月日 令和7年12月11日
2. 審査の結果、議案第63号は本委員会では可決すべきと決定。以上です。

議長

これをもって報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第63号、幌加内町在宅生活介護予防支援事業条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、議案第63号は原案の通り可決すべきとの決定であります。お諮りをいたします。本案は委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

****議長****

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員長報告の通り可決することに決定をいたしました。

日程第20 議案第66号 町有財産無償貸付を行った相手方の変更についての件

****議長****

議案第66号、町有財産無償貸付を行った相手方の変更についての件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。建設課長。

****建設課長****

議案を朗読しご説明申し上げます。

議案第66号、町有財産無償貸付を行った相手方の変更について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次の通り財産を無償で貸付を行った相手方を変更することについて議会の議決を求める。

1. 貸付する財産。雨竜郡幌加内町字幌加内317の3、317の11、317の12の一部。土地、宅地2,490平方メートル。
2. 貸付の相手方。変更前、旭川市末広1条3丁目4番14号、有限会社白井電設工業代表取締役白井雅人。変更後、旭川市末広1条3丁目4番14号、白井雅人。
3. 貸付の目的。幌加内町民間賃貸住宅建設事業による賃貸住宅用地。
4. 貸付の期間。令和7年7月1日から令和37年6月30日まで。

本件の提案事由について申し上げます。

本件町有財産の無償貸付につきましては、貸付者を有限会社白井電設工業の代表取締役白井雅人氏と判断し、6月19日開催の第2回議会定例会で議決を得たところですが、議決後に白井雅人氏個人であったことが判明したため、今回相手方の変更について議決を求めるものであります。

建設事業者の募集、決定、議会への上程など、非常にタイトなスケジュールの中で事務処理をしてまいりましたが、結果確認不足によりこのような事案が発生しました。今後このような誤りがないようチェック体制を強化してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

****議長****

これをもって提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

****議長****

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第66号、町有財産無償貸付を行った相手方の変更についての件を採決いたします。お諮りをいたします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

****議長****

異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案の通り可決されました。

日程第21 議案第67号 令和7年度幌加内町一般会計補正予算第4号の件

****議長****

議案第67号、令和7年度幌加内町一般会計補正予算第4号の件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。副町長。

****副町長****

議案を朗読しご説明いたします。

議案第67号、令和7年度幌加内町一般会計補正予算第4号。

令和7年度幌加内町一般会計補正予算第4号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,919万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,137万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

それでは事項別明細書歳出より説明いたしますので、16ページ、17ページをお開きください。

歳出1款1項1目議会費、8万4,000円の追加です。

3節議員期末手当につきましては、先ほど条例改正の議決をいただきました期末手当0.05月分を増額するものであります。

2款1項1目一般管理費、47万4,000円の追加です。

11節公金取扱手数料につきましては、年度末を見込み不足が予想されますので追加するものであります。

4目ふるさと納税運営費、261万円の追加です。

11節広告料121万円につきましては、ふるさと納税の収納サイトにおける広告であります
が、当初は2款1項13目地方創生事業費の地方創生業務委託で計上しておりましたが、委託先
業者に広告料支払いを予定しておりましたが、町が直接でないと収納サイトとの取引ができ
ないこととなったため、この目へ振替執行するものであります。

18節学生若者支援事業助成金、140万円につきましては、今年度より学生支援としてクラ
ウドファンディング制度を創設しましたが、現在113万6,000円の寄付を受けておりますが、
総額は今後も見込みを含め200万円程度を見込み、その70パーセント、140万円を幌加内高校
を含め4校へ配分するため追加するものであります。

8目町有林造成費、32万3,000円の追加です。

18節道営林業生産基盤整備道開設事業負担金につきましては、道の事業確定により増額す
るものであります。

10目地域情報通信費、206万9,000円の追加です。

10節修繕料100万円につきましては、IP設備の修繕で年度末を見込み追加するものであります。

次の特別修繕料105万9,000円につきましては、交流プラザ裏に建設中の民間賃貸住宅のIP
の新設分として追加するものであります。

11目総合行政情報システム費、1,487万6,000円の減額です。

13節ライセンス使用料12万4,000円につきましては、役場業務で使用する議事録用文字起
こしアプリの使用料を追加するものです。今まででは無料のお試し期間で使用しておりました
が、それが終わり、事務の軽減になることから正式に導入するものであります。

次にガバメントクラウド使用料1,500万円の減額ですが、デジタル庁が整備運営する政府
自治体共通のクラウド基盤の使用料ですが、基幹業務の標準化システムの稼働が来年の2月
開始となったこともあり、使用が当初見込みより半分程度になったため減額するものであります。

次のページをお願いいたします。

13目地方創生事業費、121万円の減額です。

12節は先ほど4目ふるさと納税運営費で説明した振替による減額であります。

7款1項1目物価高騰重点支援対策費、114万5,000円の追加です。

国からは今年度の国の予備費を財源として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響
を受けた生活者や事業者に対する対応として、重点支援交付金総額で201万3,000円の交付決
定を8月1日付で受けております。この目につきましては、物価高騰対策として簡易水道と
添牛内、母子里地区の水道組合利用者の来年8年の1月分の水道料を減免することとし、18節
で水道組合への補助金と27節繰出金で対応するものであります。残りの交付金につきまして
は、9月に補正しました小中学校の給食材料費の増額分に充当することとしております。

3款1項1目社会福祉総務費、82万8,000円の追加です。

18節老人家庭等福祉灯油代助成金、74万5,000円につきましては、灯油代の高騰に伴い、高齢者世帯等に暖房用灯油代の追加助成を行うものであります。当初予算では1世帯当たり7,000円を助成しておりましたが、灯油価格がリッター当たり127円と高騰したことから、5,000円を上乗せするものであります。149世帯を予定しております。

24節基金積立金利子、福祉2号につきましては、15万6,000円、利子の確定により追加するものであります。

17節介護保険特別会計繰出金、7万3,000円の減額につきましては、地域支援事業費の減が主な要因であります。詳細は特別会計にて説明いたします。

2目老人福祉費、575万6,000円の追加です。

10節特別修繕料85万8,000円につきましては、北部地域包括ケアセンターの暖房用と給湯用のボイラーが故障したため更新するものであります。

12節高齢者生活福祉センター運営業務委託料、486万4,000円につきましては、通常介護事業において人件費の増により追加するものであります。

19節老人施設入所者措置費、3万4,000円につきましては、基準額の変更により追加するものであります。

3目障害者福祉費、35万6,000円の追加です。

19節自立支援医療費につきましては、更生医療対象者が3人増えたことより追加するものであります。

次のページをお願いいたします。

5目後期高齢者医療費、316万9,000円の減額です。

18節医療給付費負担金につきましては、6年度分の精算額の確定により減額するものであります。

6目保健福祉センター管理費、71万5,000円の減額です。

10節特別修繕料62万7,000円につきましては、屋内消火栓給水槽が漏水したため更新するものであります。

14節134万2,000円の減額は、2件とも執行残を整理するものであります。

2項3目児童扶助費、94万2,000円の追加です。

22節補助金等返還金につきましては、令和6年度の子ども子育て支援交付金等の額の確定により精算するものであります。

4款1項1目保健衛生総務費、7,000円の追加です。

22節補助金等返還金については、令和6年の母子保健衛生費の補助金の確定により精算するものであります。

3目健康推進費、1万円の追加です。

22節補助金等返還金、こちらも令和6年の感染症予防事業の交付金の確定により精算するものであります。

4目診療所費、61万1,000円の追加です。

10節修繕料につきましては、患者輸送用住民バスのリアガラスの窓枠の劣化によりガラスにひびが入ったため修理するもので、49万9,000円。その他車検時の追加修理費用で11万2,000円を追加するものであります。

6款1項、次のページをお願いいたします。

3目農業振興費、4,115万5,000円の追加です。

18節担い手確保経営強化支援事業補助金、144万5,000円につきましては、国の補助事業で農業地域計画の早期実現を後押しするため、担い手の農地引受力の向上等に必要な農業機械の導入を支援するもので、1戸の農業者が11月17日付けで内示を受けており、北海道経由のトンネル補助となっております。

次のゼロカーボンイノベーション導入支援事業費補助金、1,700万円につきましては、JAきたそらちなどとの共同体で実施している、そば殻利用のバイオコークスの製造事業で、物価高騰や製造プラントの改良等により当初見込みより建設費が増えたため追加するものであります。なお増額分の財源については過疎債を予定しております。

次の乾燥調整施設増強設備導入事業補助金、5,960万円の減につきましては、そばの乾燥調整施設、そばの館の遠赤外線乾燥機導入に関わるJAきたそらちに対する補助ですが、JAの入札において大幅減となったため減額するものであります。当初予定では1億8,920万円でしたが、入札後では1億2,958万円となったため、それぞれ減額となってございます。

次に6目経営所得安定対策費、3,346万8,000円の追加です。

18節畠地化促進事業補助金につきましては、全額道補助となります。令和7年度に畠地化された25件、112.57ヘクタールの土地改良区への決済金支援に関わるものであります。

10目土地改良事業費、220万円の追加です。

18節道営朱鞠内地区担い手育成型基盤整備事業負担金、136万円につきましては、事業費の確定により追加するものであります。

農業経営高度化促進事業補助金84万円につきましては、幌加内北部地区の土地改良事業において、通年施工4.2ヘクタールに関わる調整経費が確定したため追加するものであります。

7款1項1目商工振興費、500万8,000円の追加です。

18節商工業振興奨励補助金につきましては、機械設備整備で4件の追加申請があり不足分を追加するものであります。

8款2項2目道路新設改良費、6,274万5,000円の減額です。

12節町道調査設計業務委託料、1,120万3,000円の減につきましては、緑ヶ丘団地前の北3号線の改良工事を補助事業、国庫補助事業として要望しておりましたが、不採択となつたため未実施とし減額するものであります。

14節につきましてはそれぞれ執行残を整理するものであります。なお下幌加内線については今年度で全工事の完了となってございます。次のページをお願いいたします。

町道改良工事、2,023万6,000円の減につきましては、北3号線工事の未実施によるものであります。

3項1目河川改修費、34万7,000円の減額です。

14節執行残の減となってございます。

4項1目住宅管理費、134万6,000円の追加です。

10節修繕料につきましては、町営住宅、特定賃貸住宅等に関わるものであります。発注予定及び今後を見込み増額するものであります。

5項1目簡易水道費、53万1,000円の追加です。

27節簡易水道事業会計繰出金につきましては、物価高騰対策といたしまして水道料の減免に関わるものでありますが、主な要因であります。詳細については特別会計にて説明いたします。

6項1目下水道費、138万2,000円の追加です。

27節下水道事業会計繰出金につきましては、企業債利息の増が主な要因であります。詳細は特別会計にて説明いたします。

9款1項1目消防総務費、420万7,000円の追加です。

18節士別地方消防事務組合負担金につきましては、幌加内支署の職員の人事費等で455万9,000円の増、庁舎改修工事の執行残で35万2,000円の減が主な要因となってございます。なお、議案資料5ページから7ページに明細書を添付しておりますので、後ほどご参照ください。

2目災害対策費、315万7,000円の減額です。

12節全国瞬時警報システム受信機等更新委託料につきましては、北海道が設置している庁舎屋上にあるパラボラアンテナにJアラートも併用し受信していたものを、Jアラートの受信機の更新に合わせ分離するよう北海道より要請がありましたが、国や道との調整が遅れ、今年度内に施工ができないため減額するものであります。次のページをお願いいたします。

10款1項4目学校営繕費、314万8,000円の追加です。

10節特別修繕料につきましては、スクールバスの朱鞠内車庫のオーバースライダーのスプリング等の破損修理で156万8,000円。幌中のWi-Fiの通信速度等の改善のためのアクセスポイント18カ所を増設するため189万6,000円となります。で、既存予算との残額と合わせ不足分を追加するものであります。なおWi-Fiにつきましては国の補助金3分の1の交付を予定しているところであります。

3項1目学校管理費、27万7,000円の追加です。

10節スクールバス修繕料につきましては、朱鞠内線バスのエンジンのインジェクターの故障を修理するものであります。

4項1目高等学校総務費、150万8,000円の減額です。

10節修繕料40万円につきましては、年度末を見込み不足分を追加するものであります。

14節につきましては事業が確定し執行残を整理するものであります。

3目寄宿舎費、112万5,000円の追加です。

10節水道料10万1,000円、下水道料16万5,000円、ガス料8万5,000円、共に寮生の増加に伴い使用量が増えたことにより追加するものであります。

特別修繕料77万4,000円につきましては、寮のWi-Fiの通信速度等の改善のため、各部屋へのアクセスポイント50カ所を増設するため追加するものであります。

7項2目体育施設費、178万円の追加です。

10節特別修繕料につきましては、スキー場において11月8日に落雷があり、リフトのサーボアンプや風速計、浄化槽ポンプが故障したため修理するものであります。

以上で歳出の説明を終わりますが、人件費につきましては28ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に歳入について説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

9款1項1目地方交付税、4,275万円の減額です。収支の調整をここで行っております。

11款1項1目分担金、37万8,000円の追加です。

1節道営幌加内北部地区担い手育成型基盤整備事業分担金につきましては、通年施工に関わる補助金の受益者負担金45パーセントとなってございます。

2項1目負担金、102万7,000円の追加です。

1節保育所入所者負担金につきましては、朱鞠内の「みゆき保育所」に4月から町外者1名が入居している方の負担金となってございます。

13款2項3目土木費国庫補助金、2,122万8,000円の減額です。

1節社会資本整備総合交付金につきましては、町道北3号線改良事業の不採択により減額するものであります。

4目教育費国庫補助金、63万1,000円につきましては、1節公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金につきましては、幌中のWi-Fiに関わるものであります。

次のページをお願いいたします。

5目総務費国庫補助金、201万3,000円につきましては、1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金ですが、歳出の説明の通りであります。

14款2項3目農林水産業費道補助金、3,628万8,000円の追加です。

1節農業委員会運営補助金、69万6,000円につきましては、対象事業費の増に伴うものであります。

次の農業経営高度化促進事業補助金46万2,000円につきましては、道営幌加内北部地区土地改良事業の通年施工に関わる補助金55パーセント分であります。

担い手確保経営強化支援事業補助金144万5,000円、次の畠地化促進事業補助金3,346万8,000円については、歳出での説明通りトンネル補助となつてございます。

2節春期管理捕獲支援事業補助金21万7,000円につきましては、春グマの調査駆除事業費の確定により追加するものであります。

3項2目農林水産業費委託金、15万8,000円の追加です。

1節道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金につきましては、道営土地改良事業における監督員補助業務を今年より町職員が行うこととなつたため追加するものであります。

15款1項2目利子及び配当金、15万6,000円の追加です。

1節基金利子につきましては、積立額利率の変更によりそれぞれ追加するものであります。

次のページをお願いいたします。

2項3目生産物売扱収入、13万7,000円の追加であります。

1節生産物売扱収入につきましては、長留内幌立線の用地の伐採の売扱額が確定したため追加するものであります。

16款1項2目として寄付金、1,310万円の追加です。

1節ふるさと納税寄付金につきましては、6,000万円から増額し7,000万円と見込むものであります。11月25日現在では4,022万7,000円となっておりますけれども、年度末は7,000万円と見込むものであります。

次の企業版ふるさと納税寄付金につきましては、札幌の企業で2件、名寄市の企業1件、旭川の企業1件、計4件の寄付がありましたので追加するものであります。

次の17款1項1目基金繰入金、15万6,000円の追加です。基金利子の変更により増加するものであります。

19款4項、次のページをお願いいたします。

3目雑入、436万1,000円の減額です。

1節情報通信設備等修繕負担金、33万2,000円につきましては、IP設備や光ケーブルの個人の原因による故障破損の修理費2件分の個人負担分であります。

8節居宅介護支援給付金、56万4,000円の減につきましては、地域包括センター運営費の算定方法の変更による減額するものであります。

95節ゼロカーボンイノベーション導入支援事業負担金、412万9,000円の減額につきましては、補助対象事業費の変更に伴い減額し6,000万円とするものであります。

次の20款1項1目総務費、30万円の追加。4目農林水産業債、3,690万円の減額。6目土木債、1,010万円の減額。7目消防債、30万円の増額。これらにつきましては歳出でも説明をしておりますが、事業費の変更により町債もそれぞれ増減しております。

10目災害復旧債、150万円の追加です。

1節単独災害復旧事業債につきましては、8月23日発生の大雨による町道の小規模災害に対する町債で、雨煙内線、停車場線、朱鞠内線の復旧工事に対するものであります。

次に6ページ、7ページをお願いいたします。

事項別明細書総括であります。歳入歳出ともに5,919万5,000円を減額し、総額47億1,137万9,000円とするものであります。

次に3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正であります。

事項、公共施設LED化事業。期間、令和8年度。限度額、7,087万円。

公共施設のLED化につきましては、平成30年から実施してきており、取り壊し予定などで取り替えの必要ない施設を除き、来年の8年度中にLED化を終わらせる予定であります。また財源となる起債も8年度への延長が予定されていることもあり、8年度に完了するよう進めているところであります。

今回は今年度中からのLED化工事の申し込み契約により、通常より2割程度安価にできる町外業者からの提案を受け、またこの業者は近隣自治体での実績もある業者であることから、今年度契約をし支払いは8年度とするもので、工事量との兼ね合いもあり、業者が施工対応できる20施設を対象とし債務負担行為として提案するものであります。

LED化の状況につきましては、公共施設全部で93、93箇所のうち、今年度末までに実施済みとなるものが36施設、今回の債務負担行為で20施設、その他残り令和8年度契約予定が14施設、その他廃止予定や警備な修繕で対応できる施設が23箇所となっているところであります。

次に前のページ、4ページ、5ページの第3表地方債補正につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。なお現在国会審議中の国の補正予算に関わる物価高騰対策につきましては、詳細が分かり次第、議会等提案を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。事項別明細書歳出16ページから質疑をお受けいたします。16ページ、17ページについて質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

次に18ページ、19ページについて質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

次に20ページ、21ページについて質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

次に22ページ、23ページについて質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

次に24ページ、25ページについて質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

次に26ページ、27ページについて質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

次に事項別明細書歳入8ページから質疑をお受けいたします。8ページ、9ページについて質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

10ページ、11ページについて質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

12ページ、13ページについて質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

14ページ、15ページについて質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

ないようですので歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(なしの声)

****議長****

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

****議長****

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号 令和7年度幌加内町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

****議長****

従いまして、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第68号 令和7年度幌加内町介護保険特別会計補正予算第3号の件

****議長****

議案第68号、令和7年度幌加内町介護保険特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

****保健福祉課長****

議案を朗読しご説明いたします。

議案第68号、令和7年度幌加内町介護保険特別会計補正予算第3号。

令和7年度幌加内町介護保険特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,042万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

まず、議案第68号の補正予算に係る要因についてご説明申し上げます。

去る11月に、令和6年度の地域支援交付金、国費になりますが、この実績報告を提出しております。提出の際に、地域包括センター運営費における指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業については、その収入額を特別会計において扱うこと、としまして指摘指導があったところでございます。

経過としましては、過去におきまして会計検査院から厚生労働省に対し指摘があったもので、本町においても令和7年度会計において指導の通り是正を図るとし、一般会計補正予算の歳入19款の雑入におきまして減額、この特別会計の歳入に予算を計上し整理するものでございます。

このほか歳出におきまして、居宅サービス給付費の利用増及び人事院勧告による一般職員給与費の予算補正を提案するものでございます。

では歳出の説明から参ります。事項別明細書9ページ、10ページをお開きください。

9ページ、歳出、4款1項1目、介護予防生活支援サービス事業費、11万5,000円の追加でございます。

2節、給料一般職の1万1,000円の追加になります。これにつきましては職員給与1名分1ヶ月分の給与で、人事院勧告による増となってございます。

その下、18節、居宅サービス給付費、10万4,000円の追加となってございます。住所地特例の対象者による利用増でございまして、年度末を見込むものでございます。

次、2項1目、包括的支援事業費、11万6,000円の追加であります。

2節、給与一般職、11万6,000円の追加でございます。職員給与1名分11ヶ月分の給与で、人事院勧告による増となるものでございます。

歳出以上となりますが、次ページ以降に今回補正の給与費明細書を添付しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

それでは歳入に参ります。前のページ、7ページ、8ページをお願いします。

まず先に7ページ、8款の方から説明させていただきます。

8款3項1目、雑入、56万4,000円を追加するものでございます。

1節、介護保険事業収入に56万4,000円、同額でございます。

冒頭で申し上げました通り、介護予防支援費を特別会計で扱うこととする一般会計から同額を移行するものでございます。

ここは以上です。

また他の歳入につきましては、前のページの1款1項1目からこのページの6款1項1目、一般会計繰入金までの補正額、これらにつきましては、この56万4,000円の歳入の増額及び歳出4款の居宅サービス費と職員給与の増額分を、それぞれ政令ルール通り調整するものでございます。

歳入以上でございます。

次に3ページ、4ページをお願いします。

3ページ、事項別明細書総括でございます。

歳入歳出それぞれ23万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億1,042万4,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

****議長****

これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本件につきましては補正項目が少ないので、歳入歳出全般について質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

(なし)

****議長****

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

****議長****

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号、令和7年度幌加内町介護保険特別会計補正予算第3号の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

****議長****

従いまして、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第69号 令和7年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算第2号の件

****議長****

議案第69号、令和7年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算第2号の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。建設課長。

****建設課長****

それでは議案を朗読しご説明申し上げます。

議案第69号、令和7年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算第2号。

総則、第1条、令和7年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算第2号は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度幌加内町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次の通り補正する。

収入、科目、第1款 簡易水道事業収益、既決額1億268万9,000円、補正予定額53万1,000円、計1億322万円。

科目、第1項 営業収益、既決額3,385万8,000円、補正予定額マイナス111万4,000円、計3,274万4,000円。

科目、第2項 営業外収益、既決額6,883万1,000円、補正予定額164万5,000円、計7,047万6,000円。

支出、科目、第1款 簡易水道事業費用、既決額9,308万5,000円、補正予定額53万1,000円、計9,361万6,000円。

科目、第1項 営業費用、既決額8,909万2,000円、補正予定額51万8,000円、計8,961万円。

科目、第2項 営業外費用、既決額349万3,000円、補正予定額1万3,000円、計350万6,000円。

他会計からの補助金、第3条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次の通り定める。

科目、他会計補助金、既決額3,711万5,000円、補正予定額164万5,000円、計3,870万6,000円。

それでは収益的支出から説明いたしますので、予算明細書の9ページをお開きください。

収益的支出、1款1項1目、原水及び浄水費で21万5,000円の増。委託料で同額となっております。

この水質検査につきましては、昨年も同検査を実施したところですが、昨年はPFOS, PFOAの2つの物質の合計値が水道水1リットルあたり50ナノグラムという暫定目標値とされていましたが、本年6月に水道水1リットルあたり50ナノグラム以下とする水質基準項目が改正され、この改正を受け、令和8年4月から水道法上で水道事業者による定期的検査義務が導入される予定であり、その頻度はおおむね3ヶ月に1回とされ、これまでの努力義務から法的義務とされる見込みです。

ただし、この頻度などにつきましても、3年間の検査結果によりその水道事業者の検査頻度などが決定されるものであるため、本町におきましては令和8年度までに年に1度の水質検査を実施しなければならないこととなりました。

なお、この対象はあくまでも水道事業者であるため、幌加内、政和、朱鞠内の3浄水場が対象となるものであり、1検査あたり7万2,600円かける3浄水場で21万4,500円を補正するものであります。

3目、総係費、30万3,000円の増。給料で11万3,000円、諸手当の職員手当などで12万7,000円、賞与引当金繰入額2万1,000円、法定福利費9,000円、法定福利費引当金繰入額4,000円、退職給付費9,000円の内訳となっております。

いずれも人事院勧告に伴う改定で、職員1名分の給与、諸手当の増となっております。

2項1目、支払利息、1万3,000円の増、企業債利息で同額。公営企業会計適用債につきましては、昨年度借入分の利息が当初見込みを超え、予算不足となるため補正するものであります。

以上で収益的支出の説明を終わります。

次に収益的収入に移りますので、前のページ、8ページをご覧ください。

1款1項1目、簡易水道使用料、91万6,000円の減、簡易水道使用料で同額。

3目、その他営業収益、19万8,000円の減、メーター貸付料で同額。

いずれも物価高騰重点支援地方交付金事業に基づく水道利用料金等の軽減事業に伴う減額で、令和8年1月分を減額するものであります。対象件数は651戸分となっております。

2項2目、他会計補助金、164万5,000円の増、一般会計補助金で同額。

これにつきましても物価高騰重点支援地方交付金事業に基づく水道料金及びメーター貸付機器の減免分で、111万4,000円の増となっております。

基準外繰入としまして、収益的支出で説明しました水質検査委託料で21万5,000円、人事院勧告に伴う職員分の給料などで30万3,000円、企業債利息分で1万3,000円増の内訳となっております。

明細書2ページをお開きください。

補正予算第2号実施計画でございます。

収益的収入及び支出それぞれ53万1,000円を増額し、収入1、簡易水道事業収益を1億322万円、収益的支出1、簡易水道事業費用を9,361万6,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

****議長****

これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本件につきましても補正項目が少ないので、収益的収入、支出全般についての質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

(なし)

****議長****

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号、令和7年度幌加内町簡易水道事業会計補正予算第2号の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議長

従いまして、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第70号 令和7年度幌加内町下水道事業会計補正予算第1号の件

議長

議案第70号、令和7年度幌加内町下水道事業会計補正予算第1号の件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。建設課長。

建設課長

議案を朗読しご説明申し上げます。

議案第70号、令和7年度幌加内町下水道事業会計補正予算第1号。

総則、第1条、令和7年度幌加内町下水道事業会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和7年度幌加内町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次の通り補正する。

収入、科目、第1款 下水道事業収益、既決額1億2,938万3,000円、補正予定額138万2,000円、計1億3,076万5,000円。

科目、第2項 営業外収益、既決額5,847万8,000円、補正予定額138万2,000円、計5,986万円。

支出、科目、第1款 下水道事業費用、既決額1億2,938万3,000円、補正予定額138万2,000円、計1億3,076万5,000円。

科目、第1項 営業費用、既決額1億2,497万7,000円、補正予定額23万6,000円、計1億2,521万3,000円。

科目、第2項 営業外費用、既決額390万6,000円、補正予定額114万6,000円、計505万2,000円。

他会計からの補助金、第3条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次の通り改める。

科目、他会計補助金、既決額1,303万1,000円、補正予定額138万2,000円、計1,441万3,000円。

それでは収益的支出から説明いたします。予算明細書9ページをお願いいたします。

収益的支出、1款1項1目、総係費、23万6,000円の増。

一番上の給料13万1,000円の増から、一番下段、退職金給付費9,000円の増、これにつきましてはいずれも人事院勧告に伴う改定による職員1名分の給与などの不足額を補正するものであります。

2項1目、支払い利息、114万6,000円の増。企業債利息で同額。

公営企業会計適用債につきましては、昨年度の借入分の利息が当初見込みを超え、予算不足となるため補正するものであります。

以上で収益的支出の説明を終わります。

次に収益的収入に移りますので、前のページ8ページをご覧ください。

1款2項2目、他会計補助金、138万2,000円の増。一般会計補助金で同額。

収益的支出でご説明いたしました総係費の職員給与等23万6,000円及び企業債利息114万6,000円の不足額を、他会計の補助金の基準外繰入として財源を求めるものであります。

以上で収益的収入の説明を終わります。

それでは2ページをお開きください。

補正予算第1号実施計画です。

収益的収入及び支出それぞれ138万2,000円を増額し、収入1款、下水道事業収益、支出1款、下水道事業費用をそれぞれ1億3,076万5,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本件につきましても補正項目が少ないので、収益的収入、支出全般についての質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

(なし)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号、令和7年度幌加内町下水道事業会計補正予算第1号の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

****議長****

従いまして、議案第70号は原案のとおり可決されました。

(午後04時03分 休憩)

(午後04時04分 再開)

****議長****

休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りをいたします。

ただいま各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務調査の申し出がありました。これを日程に追加し、直ちに議題として審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

****議長****

異議なしと認めます。したがって、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2 閉会中の所管事務調査の申し出についての件

****議長****

閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。本件はお手元に配布の通り、各常任委員長及び議会運営委員長からそれぞれ閉会中の所管事務調査の申し出であります。お諮りをいたします。本件は申し出の通り許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

****議長****

異議なしと認めます。したがって、申し出の通り許可することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。本定例会の会議に付されました事件は全て終了をいたしました。会議規則第7条の規定によりまして、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

閉会の宣言

議長

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。これで本日の会議を閉じます。令和7年第4回幌加内町議会定例会を閉会いたします。

(午後4時06分　閉会)